

国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」

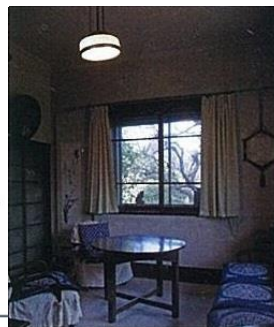
文人名主 藤間柳庵翁



玄関を中心にした東面



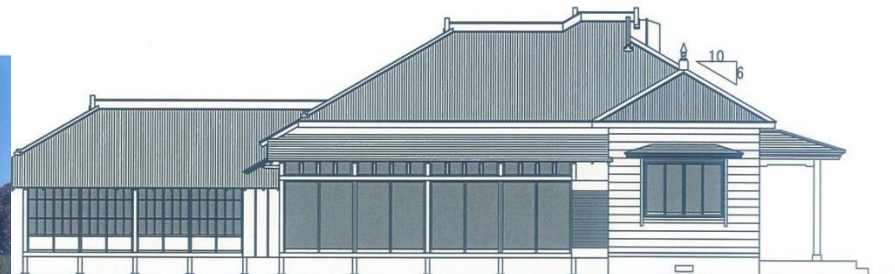
東側立面図



応接室



洋と和の調和がみえる南面



南側立面図

(水沼淑子氏作図)



床の間

旧藤間家の主屋は昭和7年の建築で、建物は敷地の中央に建ち東面を洋風に設えています。洋間を玄関南脇のみに配していますが、北脇の和室を含む東側立面全体を下見板張(したみいたばり)の洋風意匠で統一させています。その他は、簾子(ささらこ)下見板張りとして和・洋の意匠を対比的に採用しています。内部は中廊下の前後に居室を並べています。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家でもあった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅です。建築当初の姿をほぼそのまま残す、今では数少ない建物であることから、平成27年3月26日に国の登録有形文化財に登録されました。

藤間柳庵は、享和(きょうわ)元年(1801)5月5日にこの屋敷で生れた。家は代々柳島村の名主役を勤め農業と廻船業を営んでいた。

柳庵は父を継いで名主役を勤め、堤防改修の大工事、黒船の来航、幕府役人の海岸巡見、将軍や幕府軍また明治天皇や官軍の東海道馬入渡(わたし)の通行、大地震、大洪水、領主の旗本戸田家との関係等々と多事多難であるが、柳庵は村の責任者として村民をよく指導し激動する困難な時代を乗り越えて重大な職責を果たした。天保七年(1836)の大凶作の時には私財を以て困窮の村民に贈った柳庵はその後も常に村民のためを図ったに違いない。

柳庵は一方家業を継いで廻船(かいせん)業を営んだが、当時柳島湊(みなと)は近郷や相模川流域の村々からの年貢米、材木、雑穀雑貨等の物資流通の重要な中継地で、柳庵の持舟観音丸・不動丸はこの湊を拠点として相模湾や江戸湾を航行し物資輸送に活躍していた。しかし柳庵のそのような政治的、経済的活動以上に大きな業績は文化的なものである。柳庵は若い頃に江戸柳橋の書家秦星池(はたせいち)に就いて書を学んだが、その見事な書風に揮毫(きごう)の依頼が相ついだ。萩園道祖神の大幟(おおのぼり)(市文化資料館蔵)、菱沼八王子神社の碑、小和田熊野神社の二碑、柳島山口家の湯治所の碑、藤間家の庭前の家訓碑および詩碑、処々の画賛、藤間家蔵の古文書・記録・板額等々に、あるいは雄渾(ゆうこん)あるいは流麗(りゅうれい)な柳庵の筆跡が遺されている。(川城三千雄氏原文を抜粋)

発見された「三階建」土蔵の土台石組

基礎周りを石組みにしたこの建物跡は、平成23年度に教育委員会が実施した調査により、藤間家に伝えられている明治五年の家相図に記された土蔵に合致することが確認されました。

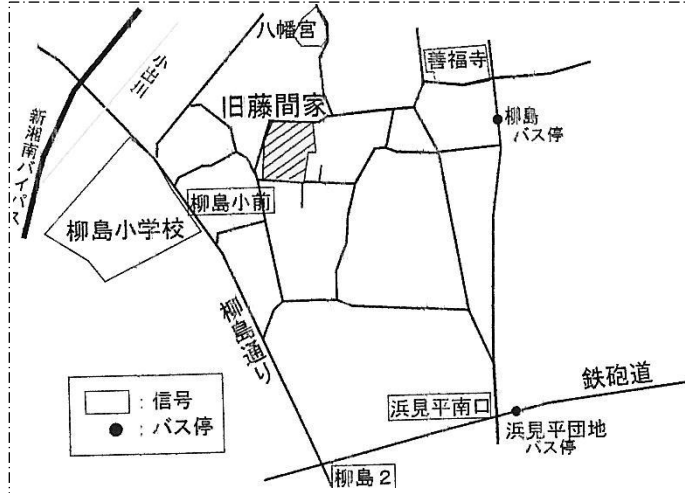
家相図では旧宅の北側端に「二間三間三階建」の「土蔵」が組み込まれた屋敷配置となっています。石組みの土台は、江戸時代では極めて珍しい三階建て建物ゆえに、強固な基礎固めをおこなっていたことを物語っています。江戸時代の終わり頃、ここに二間三間三階建ての白壁の土蔵を抱えた大きな廻船問屋の職場兼住宅があった情景を思い浮かべることができます。

現在、藤間家の西側及び南側に存在している石垣は、地表下にも従来のままの石垣が残されており、それらの石垣の大きさや加工状況が本「土蔵」の石組みのものと同様であり、これらの石が同一時期にもたらされ、同じ石工により築造されたことが考えられます。



屋敷地の公開日と時間

毎週金曜日と土曜日の9:30~15:30
(12月27日~1月4日はお休みです)
入場無料



交通機関

JR茅ヶ崎駅南口①番からバス10分
茅33系統(松尾経由)茅ヶ崎駅南口行
「柳島」下車 徒歩5分

JR茅ヶ崎駅北口③番からバス10分
茅31系統(松尾循環)茅ヶ崎駅行
「柳島」下車徒歩5分

民俗資料館「旧藤間家住宅」

所在地 茅ヶ崎市柳島2丁目6番30号
問合せ先 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課
0467-82-1111 (代)
茅ヶ崎市文化資料館 0467-85-1733

民俗資料館

旧藤間家住宅

市指定史跡「藤間家(近世商家)屋敷跡」

名主であり廻船問屋だった藤間家

江戸時代の石垣を残す屋敷跡の南側庭には、柳庵翁によって掘られたと伝えられる掘り抜き井戸が保存されています。明治5年の「家相図」にはこの井戸も記されているので、石垣の位置と考え合わせれば、母屋や土蔵をもつ江戸時代の建物配置が推定でき、名主であり廻船商家の屋敷を復元することができると考えられます。

国登録有形文化財の「藤間家住宅主屋」

大正12年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家は、昭和7年(1932)に洋風文化が漂う和・洋折衷の主屋(しゅおく)を建築しました。日本住宅の洋風化がはじまった頃、この柳島でも藤間家がいち早く取り入れました。

当主であった善一郎氏が建てたこの主屋は、現在まで大きな改変なく保たれてきた今では希少な建築物であることから、文化庁は国の登録有形文化財として保護していくことにしました。